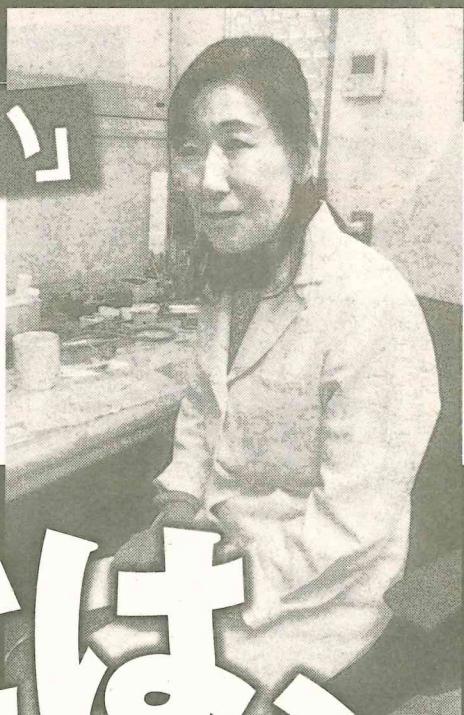


「それでも私はチューブを外したい」

医師の告白

つたことは、 しょうか？」



いまなお現場に立つ
(須田セツ子・医師)

苦しむ患者が目の前に……

欧米で安楽死容認の動きが広がりつつあるいま、日本でも「安らかに、楽に死にたい」という意見を目にする機会が増えている。「どう生きるか」と表裏一体である「どう死ぬか」という問題に大きな関心が集まっているのだ。超高齢社会の日本で「無駄に思える延命治療はいらない」という声が出てくるのも自然なことだろう。ただ、そうした「選択」はこの国でどこまで可能なのか。かつて、患者のチューブを抜いて罪に問われた医師の言葉は重い――。

15年前、48歳だった逮捕当時の写真と比べると、須田セツ子医師は少しやせ細った印象だった。記者が事件当時と気持ちの変化があるかを尋ねると、表情をほんの少しずつ、表情をほんの少しずつ、「あまりないです」などポツリと呟いた。(以下、「内は須田医師」)。

98年11月、川崎協同病院で呼吸器内科部長(当時)を務めていた須田医師は、気管支喘息の重積発作で心肺停止状態になつた患者から、気道を確保するためのチューブを外した。

すると、患者が上体をのけぞらせて苦しみだしたため、鎮静剤と筋弛緩剤を投与したところ、患者は息を引き取った。

事件化したのは、それから3年後の01年のことだった。同病院の麻酔科医の内部告発により発覚し、遺族が「抜管に関して家族の同意はなかつた」と訴えたのである。新聞紙上に連日、〈安楽死事件〉の見出しが躍つた。

裁判で争点となつたのは、①家族の同意の有無と、②筋弛緩剤投与の方法と量である。

裁判の詳しい経緯は14

延命治療中止で 殺人罪に問われた

「私のや 殺人で



須田医師逮捕時の川崎協同病院前

6歳の年表にまとめたが、07年2月の東京高裁判決では、①抜管に家族の承諾があつたことを認定したが、②殺意をもつた筋弛緩剤投与だったとし、懲役1年6か月、執行猶予3年の判決を下した。09年12月に最高裁が上告を棄却したことで、殺人罪が確定した。

当時の報道では単に、"安楽死"という言葉が並んだが、医師が薬物を投与し、患者を死に至らす行為は積極的安楽死と呼ばれるものだ。日本では認められていない。

一方、回復の見込みのない患者が、延命措置を拒否することは近年になって尊厳死と呼称されるようになり、一部の医療現場では、事実上容認されている現状がある。

つまり、裁判で須田医師は積極的安楽死を行なおうという"殺意"はなかったと主張し、それが退けられたことになる。

事件当時の状況について聞くと、須田医師は目に涙を浮かべているようにも見えた。

「亡くなった患者のように脳の状態が悪いと、セデーシヨン（鎮静剤）が効きづらいんです。中枢神経がやられているから効きが悪く、薬が多くなってしまう。それで筋弛緩剤を投与したのです」

須田医師はあくまでも、患者の苦痛をやわらげるために筋弛緩剤を投与したと主張したが、裁判で証言した看護師との間で、筋弛緩剤の投与方法や量をめぐって証言が食い違い、須田医師の主張は退けられた。

患者が亡くなつた後、今に至るまで遺族とは法廷以外で顔を合わせていないという須田医師は、筋弛緩剤を投与した時の気持ちをこう振り返る。

「ご家族は（死を看取る）固い意志をもつて、みんな集まっていた。そんななかで患者さんが（チューブを抜いた後に）苦しんでいるのを家族に見せるのが辛かったので投与をした。

もし、そこでご家族の誰かが『もう一度（チューブ

を)入れてください」と言つてくれていたら(状況は)違っていたかもしれない。

こつちから提案するような雰囲気じやなかつたから

その様子は家族との意思が確定すると、須田医師には11年10月から2年間の医業停止という行政処分が執行された。川崎協同病院を02年に退職後、医業停止期間を除いて、現在まで横浜市にある大倉山診療所の院長を務めている。

彼女が今もなお医療現場の最前線に立ち続ける理由——そこには罪に問われてなお、延命治療をめぐる現状に疑問を持ち、自らの行為は殺人ではなかつたという思いがある。診療所には、須田医師を「殺人を犯したこと」として忌避すること人々の姿が見えた。

「いまも年間10人以上、在宅でのお看取りをしています。その患者さんたちに対する

上告が棄却され、殺人罪が確定すると、須田医師には11年10月から2年間の医業停止という行政処分が執行された。川崎協同病院を02年に退職後、医業停止期間を除いて、現在まで横浜市にある大倉山診療所の院長を務めている。

彼女が今もなお医療現場の最前線に立ち続ける理由——そこには罪に問われてなお、延命治療をめぐる現状に疑問を持ち、自らの行為は殺人ではなかつたとい

う人もいますし、往診もないという人もいらっしゃいました。最期の数日間は水だけを飲んで、トイレで枯れるように事切れたといいう連絡をいただいたこともありました。そういう時は私は死亡診断書を書きに行くだけですね。昔はみんなそうだったんですよ」

延命治療を無闇に続けることは、やはり反対の立場だ。一方で、その考えが

しては、誤解を生むような言い方かもしれません。あまり深く考えず、ご本人やご家族がどう感じているかを優先しています。その上で、看護師さんやケアマネージャーも含めて、どこまで治療をするか決める。一切点滴をしたくないとい

う日本は周りを見ながらの生き方というか、他人任せにしているところがある。家族も本音では『いい加減、終わりにしてほしい』と思つても、なかなか口には出さない。むしろ、「病院に任せているんだから、先生のいう通りにしておくのが無難だろう」とか、『在

宅医療で早く死んだら、ちゃんと手当してしなかつたと疑われるんじゃないか』とか、人がどう見るかに引きずられやすい。本音をいうことがタブーになってしまつていることが気になりました

●川崎協同病院事件の経緯

98年11月2日	患者が川崎協同病院に搬送される
11月4日	須田医師が患者の治療指揮を執り始める
11月16日	気管内チューブの取り外し、鎮静剤、筋弛緩剤を投与した後、患者が死亡
01年10月	川崎協同病院内で事件当時の須田医師の対応を疑問視する声が上がる
12月	須田医師が同病院に辞表を提出。翌年2月1日まで外来勤務
02年 3月	大倉山診療所を開業
4月19日	川崎協同病院が記者会見を開く
12月4日	須田医師、逮捕
12月26日	横浜地方検察庁より殺人罪で起訴
03年3月27日	初公判
05年3月25日	第1審・横浜地裁判決 (懲役3年、執行猶予5年)
07年2月28日	控訴審・東京高裁判決 (懲役1年6ヶ月、執行猶予3年)
09年12月7日	最高裁が上告を棄却、刑が確定
11年9月29日	須田医師に医業停止2年の行政処分が下される

宅医療で早く死んだら、ちゃんと手当してしなかつたと疑われるんじゃないか』とか、人がどう見るかに引きずられやすい。本音をいうことがタブーになってしまつていることが気になりました

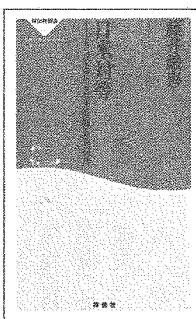
一度始めたとしたら、意識が戻らない場合、どこで止めるべきなのか。救命治療が続いていることを意味するが、それは罪に問われる可能性がある。

日本ではこれまで、川崎協同病院事件だけでなく、末期がん患者に致死量の薬物を投与した東海大学安楽死事件(91年)や、心肺停止の高齢患者から人工呼吸器をはずした北海道立羽幌病院事件(04年)など、安楽死・尊厳死にかかる事

新書
至
祥伝社

「アメリカ・ファースト」の本当の意味は?
金融市場のゆくえは?
アメリカ離脱後のTTIPはどうなる?
在日米軍は撤退しない?
韓国はマルトダウン、朝鮮半島統一?
ランブノミクスの真髄とは?
今後、日本が自立した國になる道を鋭く考察!

トランプ大統領誕生を予測した著者が語る衝撃の日米関係!
トランプで変わる
日本の国防・外交・経済



978-4-396-11497-8

■新書判216頁 定価／本体780円+税

祥伝社

〒101-8701 東京都千代田区神田保町3-3
TEL 03(3265)2081 FAX 03(3265)9786
<http://www.shodensha.co.jp/>



須田医師の弁護人による記者会見
(02年4月)

件が起きてきた。

そういった事件を受けて、

患者に寄り添えない医療

須田医師は、終末期の患者はどう医療と向き合つていく必要があると考えるのだろうか。看取り現場に携わる経験を交えて語る。

「病院ではできないけど、
養剤を減らそうなどと、

家に連れて帰れば、ある程度好きにできるとは思いますが、患者さんも楽そうに見えますね。よくなる可能性があるなら、最新医療を追求すべきですが、うまくいかないのなら早めに手を引くことも考えてみる。追求

様子をみるとには意味がある。

もし元の悪い状態に戻つたとすれば、その延命治療なしでは生きられないといふことで、再開するかどうかを考へる。これはやつて

治療の中止が検討されるようになっている。ただ、ガイドラインは法的根拠があるわけではなく、過去の事件では医師が有罪になつているため、延命治療の中止をためらう医師がいるのも現実だ。

そんなとき、病院なら複数の医師の判断が必要といふことになりますが、在宅なら『本人が嫌がっているなら入れるのはやめようか』と、ご本人やご家族の意志で決められる。

余計なことをしないほうが、患者さんも楽そうに見えますね。よくなる可能性があるなら、最新医療を追求すべきですが、うまくいかないのなら早めに手を引くことも考えてみる。追求

しすぎるとかえってくたびれてしまうでしようから』

チューブを抜いたり、薬を減らしたりすることで病状が回復することもあることがあります。経管栄養をはじめたら本人が抜いてしまったこともある。

「何かのきっかけで食欲が落ちて衰弱していただけで、一時的に点滴や経管栄養を行なつた後にそれをやめたら、元気に復活する人もごく稀にいるんです。だから、一度延命治療をやめてみて

一度延命治療をやめてみてしまったのです」

事件のあつた20年前から高齢化はさらに進んだ。どんな死に方を許容する社会が望ましいのか——須田医師の事件が提示する問いの重みは、20年前よりも増している。

厚労省は07年に中止できる治療法を記した『終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン』を公表し、医療の現場では徐々に延命

ご家族が判断する分には構わない。

だつて、ご飯食べたくないそな人に無理にあげないでしよう。吐いたりする

ご家族が判断する分には構わない。試行錯誤してほしいんです」

須田医師は、川崎協同病院事件で自らが受けた判決によって、医師がチューブを抜くべきかの判断に迫られたときに、『リスクを回避して無難な判断をしておこう』と考えてしまわなかにも、危機感を抱いていたようだった。

「医療者は患者に寄り添えなくなってしまった。司法が寄り添えない医療にしてしまったのです」

「アメリカ・ファースト」の本当の意味は?

金融市場のゆくえは?
アメリカ離脱後のTTIPはどうなる?

在日米軍は撤退しない?
韓国はマルトダウン、朝鮮半島統一?

ランブノミクスの真髄とは?

トランプの動向を踏まえて
……アメリカの動向を鋭く考察!

国際政治学者

藤井巣喜

けん
き

978-4-396-11497-8

■新書判216頁 定価／本体780円+税

祥伝社

〒101-8701 東京都千代田区神田保町3-3
TEL 03(3265)2081 FAX 03(3265)9786
<http://www.shodensha.co.jp/>